

大田区学童保育利用選考基準（夏休み利用）

★保護者が複数いる場合は、基準指数の低い保護者の指数がその世帯（児童）の基準指数となります。

★基準指数と調整指数の合計指数で順位を決定します。

基準指数（保護者の状況）

※1～6は重複して加算できません。

1 就 労 ① ② ③ の 合 計	①週の勤務日数 (日曜日を除く) ※午前8時30分から 午後6時に係る就労		週5日以上		週4日		週3日		
		居宅外	10		6		3		
	居宅内	6		2		1			
	②週の勤務時間数 (日曜日を除く)	40時間以上	35時間以上 40時間未満	30時間以上 35時間未満	20時間以上 30時間未満	10時間以上 20時間未満	5時間以上 10時間未満		
	6	5	4	3	2	1			
③週の勤務時間数 (日曜日を除く)の うち午前8時30分 から午後6時に係る 時間数	40時間以上	35時間以上 40時間未満	30時間以上 35時間未満	20時間以上 30時間未満	10時間以上 20時間未満	5時間以上 10時間未満			
	14	12	10	7	4	1			
2 就 労	深夜を含む 不規則勤務に限る	深夜を含む居宅外の不規則勤務が、週2日以上あり、週の勤務時間が40時間以上で かつ、午前8時30分から午後6時までに係る勤務日数が週3日以上						30	
3 長 期 疾 病	※おおむね1か月以上	長期入院		自宅療養（寝たきり）		通院を伴う自宅療養 (寝たきりを除く)			
		30		20		12			
4 長 期 看 護・ 介 護	※おおむね1ヵ月以上	看護・介護が週5日以上		看護・介護が週4日		看護・介護が週3日			
		16		12		10			
5 心 身 障 害		愛の手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳							
		1～2度・1～2級		3度・3級		4度・4級			
		30		25		12			
6 就 学 等		就学・技能習得等のため外出を常態としている場合（就労で換算する）・							

※1から6に掲げるもののほか、区長が認める場合は、別途加算する。

「1就労」の基準指数について

- 1 ①勤務日数は日曜日を除く、午前8時30分～午後6時に係る就労がある日を対象としています。
- 2 ②③週の勤務時間数について、残業時間・通勤時間・移動時間は含まれません。
- 3 勤務日により、就労形態（居宅内・外及び勤務終了時間等）が異なる場合は、週の平均で指数を算出します。
- 4 就労（予定）証明書、又は学童保育調査票（申請書裏面）に、育児短時間等（時短）を取得する旨の記載があった場合、利用開始初日（7月21日）時点の時短取得状況に応じた勤務日数、勤務時間で評価します。

調整指数（児童の世帯及び児童本人の状況）

※A～Cは重複して加算できます。

A 世帯の状況	両親不存在		ひとり親世帯			
	10		4			
B 要支援	愛の手帳若しくは身体障害者手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳あり 又は特別支援学校在籍若しくは特別支援学級(固定学級) 在籍					
	4-6年	13	1-3年	8		
C 児童の学年	1年生		2年生		3年生	
	25		13		6	

※学童保育料の未納（兄弟・姉妹を含む）が6ヵ月以上ある世帯は、C児童の学年が加算されません。